

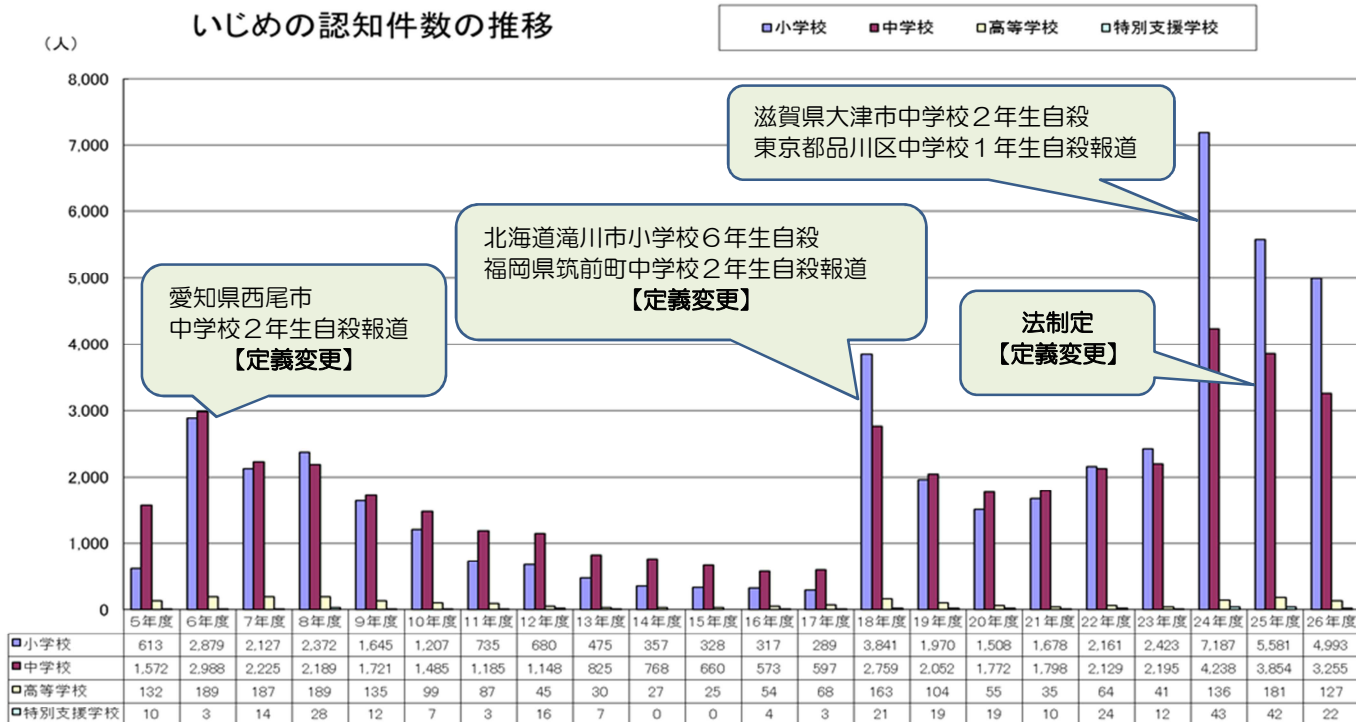
2

早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

現状と課題

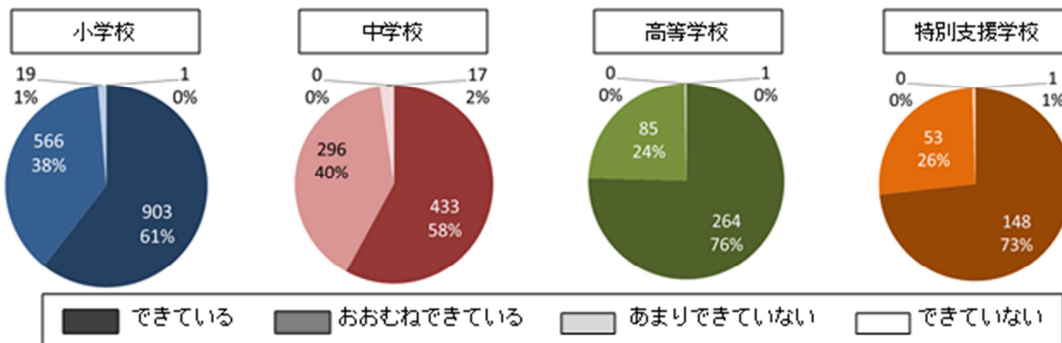
【図表 11】東京都公立学校のいじめの認知件数の推移（平成5年度から26年度）



平成5～26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部省・文部科学省）から作成

【図表 12】「いじめ」の認知についての教職員の意識

■ あなたは、「いじめ防止対策推進法」に定められた定義に基づき、いじめられている児童・生徒の心情に寄り添って、いじめを認知しようとしていますか。



平成27年9月『いじめ防止対策推進法』等に基づく組織的な対応に係る点検 東京都教育委員会

- 【図表 11】の結果から、いじめによる自殺等の事案が報道されると認知件数が増加する。しかし、その後減少し、また次の事案により急激に増加する状況が見える。
- 一方で、【図表 12】の調査結果からは、ほとんどの教職員が、「自分は、法の定義に基づきいじめを認知しようとしている」と認識していることが分かる。

- 学校として、子供同士の間で起こるいじめを、できる限り漏らさずに認知するためには、その前提として、全ての教職員が、『いじめ』とは、相手の行為により被害の子供が『心身の苦痛』を感じたものをさす。」という「いじめ防止対策推進法」に定められた「いじめ」の定義を正しく理解することが必要である。

【いじめ防止対策推進法】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 法に規定された「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広く、その行為を受けた子供が、心身の苦痛を感じた場合は、「いじめ」に該当すると理解することが求められている。
- 学校が、初期段階でいじめを認知し対応につなげることができるようにするためには、校内研修等を通じて、「いじめ」の定義について、教員個人の解釈に差が生じないように、学校全体で共通理解を図る必要がある。
- 保護者、地域、関係機関等に対して、どのような行為が「いじめ」に該当するのかを説明する必要がある。合わせて、いじめの件数が多い学校や学級に問題があるという捉え方をしていないことを伝えて、理解を得ることが大切である。
- そうした教職員の共通理解の下、個々のいじめの認知については、教職員から報告を受けた「学校いじめ対策委員会」が改めて定義を踏まえて、いじめであるかどうかを判断することが不可欠である。

取組の方向性

ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進

校内研修等の機会を通して、全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階で、いじめに気付くことができるようにする。

そして、「加害の子供がいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって、いじめを確実に認知する必要がある。⇒30・31 ページ参照

① 法による義務規定

イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

以下の手続きを基本として、学校としていじめを認知する。

- ① 一人一人の教職員が、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。
- ② 「学校いじめ対策委員会」は、委員会のメンバーでもある校長の指示の下に、教職員から報告があった全ての事案について事実確認の方策について協議する。
- ③ 教職員は、「学校いじめ対策委員会」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告する。
- ④ 「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。 ⇒ いじめの認知

上記の、手続きが遅滞なく行われるようにするため、教職員の構成や規模等の学校の実態に応じて、学校として基本となる報告の流れ（マニュアル）を決めておく。

なお、軽微と考えられるいじめについては、マニュアルの手続きを簡略化し、学級担任等が対応後に報告することや、上記の③及び④については、状況等に応じて、校長が直接指示又は判断することも考えられる。

「学校いじめ対策委員会」がいじめを認知するに当たっては、一人一人の児童・生徒の状況から、「この子供は苦痛に感じているのではないか」というきめ細やかな視点から判断する。また、行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することが必要である。

【いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（抜粋）】

（平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会、同6月20日 参議院文教科学委員会）

いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

Q

「学校いじめ対策委員会」が、教職員から児童・生徒の気になる様子についての報告を受けるために、その都度、委員を招集すると、迅速に対応できないこともあるのですが、どのような工夫が考えられますか。

A

学校の実態（教職員の構成、規模等）に応じて、「委員の誰かに報告し、その委員が管理職に伝えた後に、委員会で情報共有を図る。」「学年主任とともに、管理職に報告し、管理職が委員会を招集し、伝達する。」など、学校として基本となる報告の流れを決めておきましょう。報告内容や校長からの指示内容を記録する方法を明確にしておくことも大切です。

迅速な報告と対応を第一に考え、例えば、報告を受けた校長が、報告者である学級担任に、直接対応を指示するなど、臨機応変の対応が必要となる場合もあります。

いずれの方法であっても、学校全体で情報共有し、組織的対応を行うために中核となるのがこの委員会です。

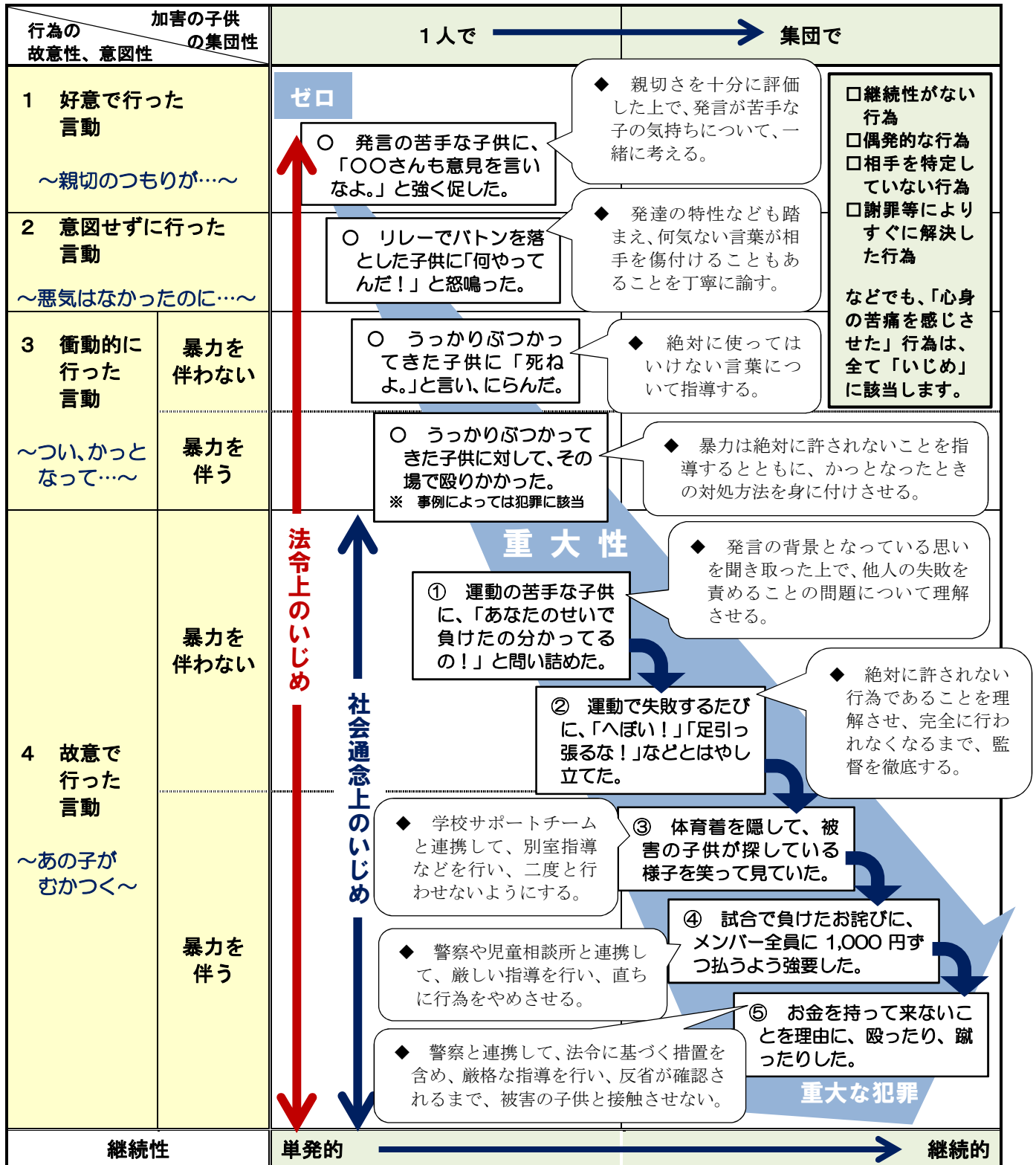
④ 全校で実施

● 重大性の段階に応じたいじめの類型（例） ～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。

※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

● 「いじめ」の定義（文部省・文部科学省による）の変遷

文部省・文部科学省は、昭和 61 年度以来、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」などにおいて、「いじめ」の定義を策定・変更してきた。その背景には、子供がいじめを苦にして自殺した事案が関わっている。報道により「いじめ」が大きな社会問題となるたびに、学校がいじめの捉え方の課題を踏まえて、その定義が広範囲なものに修正されてきたことが分かる。

学校は、二度といじめを苦にして自ら命を絶つような事案を起こさないために、「いじめ」の定義が変更されてきた経緯を正しく理解し、現行の定義に基づき、確実な認知に努める必要がある。

年	「いじめ」の定義	定義策定・変更のきっかけとなった事案	「いじめ」の捉え方（変遷）
昭和 61 年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、 学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。	東京都中野区 中学校 2 年生 自殺	◆ <u>加害の子供の行為の側に立って「いじめ」を規定</u> ○ 弱い者に対して一方的に（力関係の存在） ○ 身体的・心理的な攻撃 ○ 被害の子供が深刻な苦痛を受けているもの ○ 学校が確認しているもの ○ 学校の内外を問わないもの
平成 6 年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。	愛知県西尾市 中学校 2 年生 自殺	○ 「継続的に」を追加（行為の継続性） ○ 個々の「いじめ」の判断は、表見的・形式的に行うことなく、被害の子供の立場に立って行うことを追加 ○ 「学校が確認している」という要件を削除
平成 18 年度から	当該児童生徒が、 ①一定の人間関係のある者から、 ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、 ③精神的な苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。	北海道滝川市 小学校 6 年生 自殺 福岡県筑前町 中学校 2 年生 自殺	◆ <u>被害の子供の心情の側に立って「いじめ」を規定</u> ○ 一定の人間関係（「弱い者に対して」を変更） ○ 心理的・物理的な攻撃 ○ 精神的な苦痛を感じているもの（「受けている」を「感じている」に変更、「深刻な」を削除） ○ 「継続的に」を削除
平成 25 年度から (いじめ防止対策推進法の施行に伴う)	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している児童生徒等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	滋賀県大津市 中学校 2 年生 自殺 東京都品川区 中学校 1 年生 自殺	○ 心理的・物理的な影響（「攻撃」を変更） ※ この規定では、加害の子供が主語となっているが、平成 18 年からの定義である被害の子供の心情の側に立って定義されていると理解すべきである。

(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

現状と課題

【図表 13】いじめ発見のきっかけにおける学級担任等教職員の役割

■ 東京都公立学校におけるいじめ発見のきっかけ（件数及びいじめの認知件数全体に対する割合）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
学級担任が発見	1,083 件 (21.6%)	429 件 (13.2%)	19 件 (15.0%)	8 件 (36.4%)	1,539 件 (18.3%)
学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラーを除く)	51 件 (1.0%)	130 件 (4.0%)	7 件 (5.5%)	0 件 (0.0%)	188 件 (2.2%)
養護教諭が発見	17 件 (0.3%)	16 件 (0.5%)	3 件 (2.3%)	0 件 (0.0%)	36 件 (0.4%)

平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

【図表 14】「いじめ発見のチェックシート」の活用状況

■ 全教職員が、定期的に「いじめ発見のチェックシート」等を活用して、子供の様子を観察するとともに、「学校いじめ対策委員会」において、結果を集約・分析するなどして、情報を共有している。（都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
88.4%	86.1%	50.4%	40.3%	84.4%

平成 27 年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」東京都教育委員会

- 【図表 13】の調査結果から、学級担任等の気付きによりいじめが発見される事案は、決して多いとは言えない現状が明らかとなっている。
- そうした現状の改善に向けて、【図表 14】から、多くの小・中学校で、「チェックシート」を活用していることが分かる。
- いじめの早期発見は、子供にとって最も身近な学級担任等が、子供の様子の変化に気付き話を聞くなど、子供と教職員との信頼関係に負うところが極めて大きい。
- その上で、定期的な面談や「いじめ発見のチェックシート」を活用した観察等、一人一人の子供の様子を確認する機会を意図的に設定することが重要である。

取組の方向性

ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察

子供にとって最も身近な教職員である学級担任によるさりげないコミュニケーションや観察等を通して、子供の様子の小さな変化に気付くことができるよう、日常からの子供との関わりを深め、いじめの発見につながる鋭敏な感覚を養う。

⑦ 教職員が工夫・改善

イ 学級担任等による定期的な個人面談

いじめを含め、子供が抱える悩みや不安などを幅広く把握するとともに、その解決方法について相談に応じるため、学級担任等は、**年間3回程度**、個人面談を実施する。

面談では、子供に自分のことだけでなく他の子供が困ったり悩んだりしていることを見聞きしていないかを確認する。

また、効果的な面談を実施できるようにするため、スクールカウンセラーは、教員に対し、必要に応じて、面談の在り方等について事前に指導・助言を行う。

⑤ 全校で充実・推進

ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用

学校の長期休業明けなどの時期は、子供たちが不安や悩みを抱えやすい時期であるとともに、長期休業日中に、いじめを含む人間関係のトラブル等が生じている可能性があることから、**学期初めに**、「いじめ発見のチェックシート」等を活用して、重点的に子供の状況を観察する。

「学校いじめ対策委員会」は、各教員が確認した子供の状況等について情報を集約する。その中で、気になる様子が確認された子供に対しては、速やかに保護者に連絡する。

また、教職員が役割分担をし、改めて多角的に観察したり声掛けをしたりして、いじめを含めその背景を把握する。⇒86 ページ参照

⑤ 全校で充実・推進

エ 定期的な「生活意識調査」等の実施

いじめのみならず、子供が抱える諸問題の背景等を多面的に把握するため、「学校は楽しいか」、「体調や精神状況はどうか」、「学習の定着や進路に不安はないか」、「家庭や校外での生活に満足しているか」、「人間関係での悩みはないか」等に関して、アンケート形式による「生活意識調査」等を定期的実施する。

この調査の実施に際しては、「いじめ発見のためのアンケート」を兼ねて行ったり、教員による「いじめ発見チェックシート」と同時に行ったりすることにより、一層の効果を高められるよう工夫する。⇒87 ページ参照

⑤ 全校で充実・推進

(3) 全ての教職員による子供の状況把握

現状と課題

【図表 15】 いじめの発見のための全教職員により組織的な対応の状況

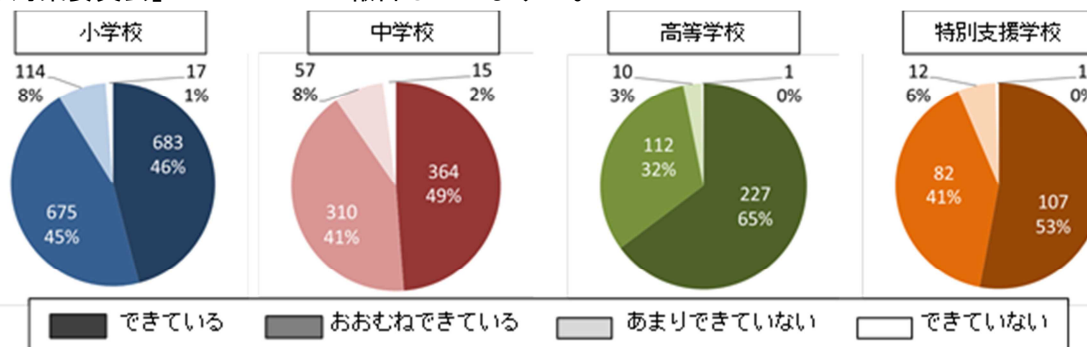
- 全教職員が分担して、校門や玄関で、登校時の児童・生徒への挨拶を行い、児童・生徒の様子を観察するとともに、気になる様子が見られた場合は、学校いじめ対策委員会等に報告している。(都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
84.1%	80.7%	71.3%	69.4%	83.1%

平成 27 年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」東京都教育委員会

【図表 16】 子供の気になる様子についての情報共有の実態

- あなたは、子供の気になる様子を見聞きしたら、どんな小さな事例でも、迅速に「学校いじめ対策委員会」のメンバーに報告していますか。



平成 27 年 9 月『いじめ防止対策推進法』等に基づく組織的な対応に係る点検

- 【図表 15】に示す調査の結果から、多くの学校で、全教職員により組織的に子供の様子を観察し、情報を共有する取組が行われていることが分かる。
- 【図表 16】は、教職員による子供の気になる様子についての報告や情報共有の実態を、教職員自身が評価した結果である。この取組は、全ての学校で全ての教職員が、必ず行わなければならないことである。
- 大人からは見えにくい子供間のいじめを、できる限り初期の段階で発見できるようにするためには、全ての教職員が、輪番制などにより組織的・計画的に、子供の様子を観察し、「学校いじめ対策委員会」を通して気になる状況を共有するとともに、対応方針を協議、決定することが必要である。
- 一人一人の教職員は、子供の様子について少しでも気になることを見聞きした場合、全ての事案について、迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告し、組織的対応につなげることが求められている。組織的対応の基本は、学校として、教職員がとるべき具体的な行動を明確にしておくこと、そして、全ての教職員が、例外なく定められたとおりに行動することである。

取組の方向性

ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察

学校全体で、いじめの早期発見を目指すとともに、子供たちが、教職員全員で自分たちを見守っていることを実感できるようにするため、教職員が輪番制などにより、校門や玄関で、登下校時に子供たちへの挨拶を行い、子供の様子をきめ細やかに観察する。

また、休み時間の巡回当番表等を作成し、教職員が、毎日校舎内外を巡回し、いじめ等の行為が行われていないかを確認したり、子供たちに声掛けをしたりする。

⑤ 全校で充実・推進

イ 一人一人の教職員の気づきを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築

一人一人の教職員は、自分が担当する学級・学年等にかかわらず、子供の様子で気になることを見聞きしたら、どんな小さな事案でもその日のうちに「学校いじめ対策委員会」に報告する。

そのため、学校ごとに、報告・連絡の具体的な手順や方法（気になる度合別に色分けした付箋等に手書きし、職員室の掲示板に貼っておくなど）を定め、その方法を「学校いじめ防止基本方針」に明記するとともに、チャート図等にして掲示するなどし、全教職員の共通理解を徹底させる。

校内研修等を通して、全ての教職員が、「仲良し同士の遊びの延長のようにも見えるから、もう少し様子を見よう。」「この程度は、子供たちの日常によくあることだから、報告するには及ばない。」「これから出張だから、週明けに報告しよう。」などの個人的な判断が、重篤な状況につながることもあることを十分に理解できるようにする。

④ 全校で実施

ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底

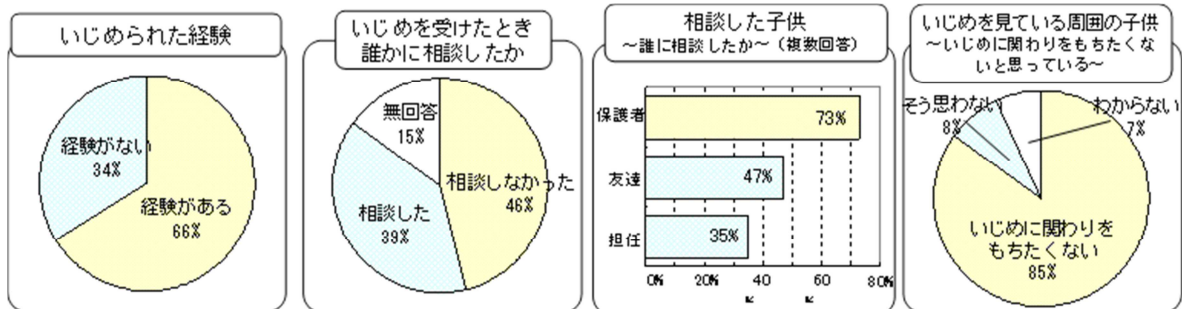
上記イにより確認された子供の気になる様子について、いじめの行為の有無に関わらず、教職員間で、円滑に情報を共有できるようにするため、電子データや紙によるファイリング等、適切な方法で記録する。保管された記録から、次の対応を検討したり、保護者等に対して、正確に対応経過等を伝えたりできるようにする。

④ 全校で実施

(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築

現状と課題

【図表 17】 いじめを受けたときの相談の状況



平成 24・25 年度「いじめ問題に関する 9,400 人を対象としたアンケート」東京都教育委員会

【図表 18】 スクールカウンセラーの全員面接による成果

(該当する学校数の全学校数に対する割合)

(単位: %)	小学校		中学校		高等学校		全校種合計	
	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度
① 全員面接により、S C に相談する児童・生徒の実人数が増えた。	68.8	62.9	64.0	65.5	59.1	50.8	66.3	62.2
② 全員面接により、児童・生徒からの訴えが増えた。	65.0	13.0	60.3	18.1	55.7	4.9	62.6	13.4
③ 全員面接により、S C がいじめやいじめの疑いを発見することができた事例があった。	28.2		31.6		5.5		26.7	

平成 26・27 年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」東京都教育委員会

- 【図表 17】 に示す諸データは、平成 24・25 年度に、児童・生徒から直接の聴き取り等を行って把握した実態である。この結果から、7 割近くの子供がいじめを受けた経験があり、そのうちの半数近くが、誰にも相談していないこと、相談したと回答した子供の中で学級担任に相談した子供は、35%にとどまっていること、いじめにかわりをもちたくないと思っている子供が 85%に上ることなどが明らかとなった。
- 【図表 18】 の調査結果から、平成 26 年度から、全ての小・中・高等学校で実施しているスクールカウンセラーによる全員面接（対象：小学校 5 年生、中学校 1 年生、高等学校 1 年生）の成果が明らかとなっている。
- 子供の間で行われるいじめを、学校が確実に把握するためには、被害の子供や周囲の子供が、できる限り早期にいじめの事実を教職員に伝えることができる環境を作ることが、極めて重要である。
- 学校は、スクールカウンセラーを含む全ての教職員による学校教育相談体制を確立していかなければならない。

取組の方向性

ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知

スクールカウンセラーからの助言等を通して、全ての教職員が教育相談の技能を身に付け、子供の悩みや不安に対して、適切に相談に応じられるようにする。そして、学校は子供や保護者に、いつでも全ての教職員が相談に応じられることを繰り返し伝える。

また、スクールカウンセラーへの相談申込みの方法を、子供たちに周知・徹底する。

さらに、相談内容については、秘密を守って対応することを伝える。特に、思春期の子供にあっては、相談したことを他の子供には知られたくないという気持ちが強いことを考慮し、日頃から「教職員への相談については秘密を守る」ことを明確にする。実際の相談内容について、教職員間で適切に情報を共有し、相談者が学校に対して不信感をもつことのないよう配慮して対応する。

上記の相談体制、方法等について、学校内に、分かりやすく掲示しておく。

【いじめ防止対策推進法】

第16条第3項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

第4項 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

① 法による義務規定

イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存

いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための重要な参考資料の一つとするため、全ての学校で**年間3回以上**、子供を対象にアンケートを実施する。

具体的な実施方法や質問項目は、子供の実態（発達段階、教職員との関係、学級や学年等における人間関係、いじめに対する意識や主体的な取組の状況等）を踏まえ、学校や学年ごとに、最も効果的な方法を検討して、実施する。

都立学校においては、当該アンケートの保存期間を、**実施年度の末から3年間**（「都立学校共通事案に係る文書等保存期間表」の「その他生活指導に関する資料」に該当）とする。また、区市町村教育委員会は、当該区市町村の「文書管理規則」等に基づき、管下の学校におけるアンケートの実施後の保存期間を定める。⇒91 ページ参照

【いじめ防止対策推進法】

第16条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

① 法による義務規定

● アンケート有効活用の視点と具体例

	アンケート有効活用の視点	具体例	留意事項
1	実施の意義と限界の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供が教職員に直接訴えられるようにする環境づくりが最も大切であることを前提としながら、あくまでもいじめ把握の手だての一つとしてアンケートを実施する。 ○ 教室で行うアンケートでは、担任には知られたくないなどの心理が働く子供もいることを、十分に理解した上で実施する。 ○ 記名式アンケートに何かを記載してきた子供がいた場合、教員は、その子供への対応に終了しがちである。むしろアンケートに書くことができずに悩んでいる子供の中に、深刻な事例があるかもしれないと捉え、全体に対する丁寧な観察を欠かさないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ アンケートの実施のみをもって、確実にいじめを把握できるものではないことを理解する。 ◆ 教職員の子供の変化等への気付きから、いじめを発見することが最も大切である。 ◆ 記載がなければ、いじめはないと考えてはならないことに留意する。
2	教職員の共通理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「学校いじめ対策委員会」で、アンケートの実施方法やその後の対応等について、十分に検討して、全教職員の共通理解の下に実施する。 ○ アンケートを実施した後、その結果について、「対策委員会」等で教員やスクールカウンセラーが、実態把握や対応の在り方を協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ アンケート結果に基づく対応等については、経緯及び顛末を記録し、適切に保存する。
3	子供の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小さいいじめの芽を把握するために、何がいじめに当たるのかを子供にしっかりと指導し、考えさせてからアンケートを実施する。 ○ 子供が真剣に取り組めるようにするために、発達の段階を考慮し、アンケートの趣旨について指導してから実施する。 ○ アンケートは、いじめを受けている子供を守りぬくために行うことを、実施前に子供たちに明確に伝える。 ○ アンケートに記載した場合には、学校は記載した子供の気持ちを踏まえて丁寧に対応することを、事前に伝えるなどして、子供が安心して、いじめ等の事実を記載できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ アンケートが、教員の都合で実施されているという印象を、子供に与えてはならない。アンケートを実施するに当たっての、環境づくりが大切である。
4	質問項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質問項目は、「何か困っていることはありますか。」、「(困っていることがある場合は、)誰に相談したいですか。」、「(相談したい相手を記入した場合には、)よかったら、連絡先(氏名等を含む)を書いてください。」などとし、子供にとって抵抗のないものに工夫する。 ○ 「友達のこと、見たり聞いたりしたことがあれば書いてください」等の項目を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ その時には書けなくても、後日、自分や友達の状況について、教職員に相談に来られるような工夫が必要である。

【アンケート実施に際しての配慮（記名式、無記名式のメリット、デメリット等）】

- 記名式と無記名式とは、それぞれに長所と短所がある。学校や学年の実態によって、方法が異なることもあり得るので、どちらがよいかを一律に論じることはできない。
- 児童・生徒からいじめの実態を聴き取ることを目的とするのであれば、無記名で実施する方がよい。教員が、「名前を書いても良い」と補足する方法などが適切である。
- 児童・生徒が正直にアンケートに記載することができるようにするために、例えば、家に持ち帰って、後日封筒等に入れて提出する方法なども考えられる。

ウ スクールカウンセラーによる全員面接（小学校5年、中学校1年、高等学校1年対象）

子供が躊躇^{ちゆうちよ}することなく、スクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、いじめの認知件数が増加する傾向にある小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生を対象に、年度当初に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

全員面接が効率的かつ効果的に実施されるよう、事前に子供に対してアンケートを実施し、その記載を確認しながら面接を行うなどの工夫について、学校の実態に応じて、スクールカウンセラーを含む「学校いじめ対策委員会」で実施方法を協議する。

教職員は、全員面接の事前や事後の指導を通して、子供が、いじめを含め悩みや不安がある場合に、いつでも「スクールカウンセラーに相談しよう」と思えるよう、意識の啓発を図る。⇒92 ページ参照

④ 全校で実施（特別支援学校を除く）

エ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組

子供たちや保護者が、他の人に知られないように、教職員に相談できるようにするため、「いじめ相談ポスト」を設置したり、「学校いじめ相談メール」を開設したりする。

また、学校ホームページから電子メールにより相談できるようするなど、学校ごとに多様な方法により相談の受付を的確に行う。

⑥ 各学校で工夫・改善

オ 「東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用

東京都教育相談センターが設置している 24 時間対応の「東京都いじめ相談ホットライン※14」の電話番号が記載された「いじめ防止カード※15」を子供たちに配布する。その際に、教職員は、「いじめのことで悩んでいたら誰でもいつでもどこからでもここに無料で電話することができる」ことを的確に伝える。

また、同カードに記載されている「『いじめゼロ！』あなたからはじめよう！」を活用し、「いじめられそうになったら」、「もしいじめられたら」、「誰かがいじめられているのを見たら」、「あなたが誰かをいじめているとしたら」のそれぞれの場面ごとに、自分はそのように対処すればよいかを指導したり、考えさせたりする。⇒96 ページ

【いじめ防止対策推進法】

第 16 条第 2 項 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

④ 全校で実施

カ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知

東京都教育委員会が区市町村教育委員会と連携して作成している「外部相談窓口の周知のためのチラシ」を、各学期初めの年間 3 回、全ての子供たちに配布するとともに、配布する際には、教職員が、いじめなどの悩みや不安について、学校には相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。⇒96 ページ参照

④ 全校で実施

キ 「東京版STOP!いじめ（仮称）」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス

コンピュータを使って行う学習を通して、平成 28 年度に東京都教育委員会が開発するホームページ・アプリケーション「東京版STOP!いじめ（仮称）参照：24 ページ」を活用し、疑似体験を通して、いじめを受けたとき、見たり聞いたりしたときなどに、外部の相談機関に相談することの大切さについて指導する。

また、発達段階に応じ、携行しているスマートフォン等で、このアプリケーションから「東京都いじめ相談ホットライン」に、いつでも無料で電話が掛けられることを周知する。

⑤ 各学校で充実・推進

※14 東京都いじめ相談ホットライン 東京都教育相談センターが、年間を通じ 24 時間体制で、いじめに悩む子供やその保護者等からの相談に応じる専用回線。平成 28 年 4 月からフリーダイヤル化された。

※15 「いじめ防止カード」 東京都教育委員会が、毎年度、全公立学校の子供等に配布。いじめ問題の解決のために自分がどのように行動すればよいかに加え、「東京都いじめ相談ホットライン」の電話番号を記載

(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

現状と課題

【図表 19】いじめ発見のきっかけとしての保護者、地域住民、関係機関等の役割

■ 東京都公立学校におけるいじめ発見のきっかけ（件数及びいじめの認知件数全体に対する割合）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	143 件 (2.9%)	71 件 (2.2%)	11 件 (8.7%)	0 件 (0.0%)	225 件 (2.7%)
地域住民からの情報	6 件 (0.1%)	6 件 (0.2%)	0 件 (0.1%)	0 件 (0.0%)	12 件 (0.1%)
学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	7 件 (0.1%)	3 件 (0.1%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	10 件 (0.1%)

平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

- 【図表 19】の調査結果から、被害の子供の保護者を除く他の子供の保護者や、地域住民、関係機関等からの訴えにより、いじめ発見につながった事案は極めて少ないことが明らかとなっている。
- 学校は、保護者、地域、警察及び福祉等の関係機関との信頼関係に基づき、多角的な視点から、いじめの実態やいじめにつながりかねない子供たちの状況等について、日常的に情報を共有できる体制を構築しておくことが重要である。
- 今後とも、学校は、保護者、地域、関係機関等の職員等に対して、いじめを含めて、子供たちの様子で気になることがあったら、どんな小さなことでも遠慮せずに学校まで通報してもらえよう依頼していく。

【いじめ防止対策推進法】

第 8 条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第 23 条第 1 項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

取組の方向性

ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施

保護者が、いじめを含む子供の問題等について、学級担任をはじめとする様々な教職員に対して、いつでもだれにでも相談することができるよう、学校教育相談の体制を整備するとともにその旨の周知を確実に行う。

また、学級担任等による計画的な保護者面談や家庭訪問等を通して、子供が抱えるいじめや他の問題に対して、教職員と保護者との緊密な連携の下に解消を図っていくことができるよう互いの信頼関係を構築する。

【いじめ防止対策推進法】

第9条第4項 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

④ 全校で実施

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施

全小・中・高等学校に配置しているスクールカウンセラー、区市町村等が独自に配置している教育相談員、要請に応じて都立学校に派遣するユースソーシャルワーカー※16、区市町村教育委員会が配置しているスクールソーシャルワーカー※17 等が、心理や福祉の専門家として、いじめを含む子供の問題に関する保護者からの相談に応じたり、家庭を訪問して環境改善を働き掛けたりする体制を整備する。そして、年度当初の保護者会等の機会に、その役割を伝えるなどして、教員以外の人材への相談の申込み方法について周知する。

⑤ 全校で充実・推進

ウ PTA、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報

PTA、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等が、いじめを含む子供の気になる様子を見たり聞いたりした場合には、早期に学校に通報してもらえるよう、それぞれの組織等の定期的な会合の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築く。

⑤ 全校で充実・推進

※16 ユースソーシャルワーカー 不登校、中途退学等の問題の解決に向け、子供や家庭が置かれている環境改善等を行う福祉や就労に関する専門家。都立学校からの要請に応じて派遣される。

※17 スクールソーシャルワーカー いじめ、不登校等の問題の解決に向け、子供や家庭が置かれている環境等を行う福祉に関する専門家。区市町村教育委員会が配置し、東京都教育委員会が経費の1/2を補助している。

エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者）からの情報提供や通報

地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者）等が、いじめを含む子供の気になる様子を見たり聞いたりした場合には、速やかに学校に通報してもらえようとする。そのために、各構成員の代表が所属している「学校サポートチーム」の定期的な会議や、それぞれの定期的な会合の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するなどして連携・協力体制を築く。⇒97 ページ

⑤ 全校で充実・推進

オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供

警察・児童相談所等、子供の校外での行動、家庭での状況に関わり、問題の解決に向けて専門的に対応する関係機関には、日常的な情報共有や、「学校サポートチーム」の定期的な会議の機会に、情報の提供を依頼するなどして緊密な連携・協力体制を築く。

特に、いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、「警察と学校との相互連絡制度※18」及び「警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項※19」に基づき、直ちに情報を共有し、連携して対応することができるようにする。⇒99 ページ参照

⑤ 全校で充実・推進

カ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報

放課後における子供（関係小学生）の様子について把握するため、教職員は、児童館、学童クラブ、放課後子供教室を定期的に訪問する。そして、当該施設の職員と日常的に情報を共有し合うとともに、年度初めに「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。

また、子供の活動の中で、いじめが疑われる場合は直ちに学校に通報してもらえよう依頼する。

⑤ 全校で充実・推進（小学校のみ）

※18 警察と学校との相互連絡制度 警察と学校が連携を強化し、子供の健全育成を効果的に推進するため、相互に情報を提供する内容を定めた制度で、平成16年4月に、警視庁と東京都教育委員会が締結し、その後、所轄警察署と区市町村教育委員会が締結

※19 警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項 上記連絡制度の実効性を高めるために、警視庁と東京都教育庁が定期的な連絡会議を開催し、その時点での課題を踏まえた重点連携対策等を明確にしたもの

キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応

東京都教育委員会が関係機関と連携して実施している「学校非公式サイト等の監視※20」や法務局から、インターネットを通じて行われるいじめに関する情報の提供があり、関係する学校が、東京都教育委員会からその情報を受け取った場合は、直ちに該当すると思われる子供の状況を確認するなどしていじめの早期発見に努める。

【いじめ防止対策推進法】

第19条第2項 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

② 法による充実・推進規程

※20 学校非公式サイト等の監視 東京都教育委員会が、関係機関と連携して実施している事業で、インターネット上への不適切な書き込みやいじめ等に関わると想定される書き込みが発見された場合は、その内容について連絡を受ける制度。監視結果については、緊急に対応するものがあるもの、学校ですぐに指導する必要があるものなど、書き込み内容の緊急性に応じて、110番通報や都立学校及び区市町村教育委員会等への情報提供を行う。学校においては、この情報に基づき、子供への指導や保護者への注意喚起を行っている。